

みどり市庁舎の在り方検討審議会 公募委員募集要項

1. 趣旨

みどり市は総合サービス型分庁方式で5つの庁舎等で行政サービスを推進していますが、現在の総合分庁方式について検証し、客観的な視点から庁舎の在り方を審議するため、「みどり市庁舎の在り方検討審議会」を設置します。

市民の視点に立った意見を審議会に反映させるため、公募による委員の募集を行います。

2. 委員の概要

- (1) 募集人員 3人
- (2) 職務内容 市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、意見を述べる。
 - ①庁舎の現状に関する事項
 - ②今後の庁舎の在り方に関する事項
 - ③庁舎の整備に関する事項
- (3) 任期 委嘱の日から所掌事務が終了した日まで（2年間を予定しています。）
- (4) 開催回数 令和8年度 11月下旬（予定）以降3回程度
令和9年度 年3回程度
※審議状況により開催回数は増える場合があります。
- (5) 開催時間 平日2時間程度（予定）
- (6) 報酬等 市の報酬費用弁償支給条例に基づき、お支払いします。

3. 応募要領

- (1) 応募資格 次のすべてに該当する者
 - ①みどり市内に在住する者
 - ②年齢満20歳以上の者（令和8年4月1日現在）
 - ③年3回程度開催される会議に出席できる者
- (2) 応募方法 所定の申込書をみどり市総務部管財課に持参するか、郵送、メール、LoGo フォームのいずれかにより提出してください。
※申込書は返却しません。
- (3) 申込書配布場所 管財課（笠懸庁舎）、市民課大間々市民サービス係（大間々庁舎）、東市民生活課（東支所）
- (4) 受付期間 令和8年10月5日（月）～10月26日（月）
 - ＜持参の場合＞ 期間中の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
 - ＜郵送の場合＞ 令和8年10月26日（月）必着でお願いいたします。
 - ＜メール、応募フォームの場合＞ 令和8年10月26日（月）午後5時15分までに送信してください。
- (5) 選考方法 書類選考により決定し、結果を応募者全員に通知します。

問合せ先及び申込先

みどり市 総務部 管財課 公共施設管理係

〒379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952 番地

電話 0277-46-7779（直通） FAX 0277-76-2449

メール kanzai@city.midori.gunma.jp